

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 87 号

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第2条中「こと」を「ために行われる市民の自主的な活動を支援すること」に改める。

第3条第2項中「団体」の右に「(法律により設立し、又は組織することを義務付けられている団体及び営利を目的とする団体を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課)